

塩尻市に転入された方へ

ようこそ塩尻にお越しくございました。
次に該当する方は、それぞれの窓口でお手続きが必要です。



チエック	手続きの種類	手続きの内容	手続き場所	
	★ …広丘支所でも手続きができます。	必要な書類などは各担当へお問い合わせください 塩尻市役所 電話 0263-52-0280 (代表)	建物	窓口
	マイナンバーカード★	新住所を券面に記載し、ICチップ内のデータ更新を実施します。90日以内に更新をしないと、マイナンバーカードが失効してしまいますのでご注意ください。	市役所1階	① 市民課 市民窓口係
	住民基本台帳カード	住民基本台帳カードをお持ちで、継続利用を希望される方は、手続きをしてください。		
	子育て応援BOOK★	主に小学生までの市内子育て情報を掲載しています。お持ちでない世帯の方はお申し出ください。		
	ながの子育て家庭優待パスポート	18歳未満の子(18歳に達する年度の3月末まで)がいる世帯に配付しています。お持ちでない世帯の方はお申し出ください。また18歳未満の子(同上)が3人以上いる世帯には、「多子世帯応援プレミアムパスポート」を配布いたします。窓口で申請してください。 ※詳しいお手続きは「こども未来課」		③ 市民課 国保年金係
	国民健康保険★ (加入者または加入希望者)	資格確認書等の交付手続きをしてください。		
	後期高齢者医療★ (加入者)			
	国民年金★ (第1号被保険者)			
	国民年金・厚生年金 (受給者)			住所変更届が必要となる場合があります。ご確認ください。
	原動機付自転車等の登録(125cc以下)	原動機付自転車等の置き場所(定置場)が塩尻市に変更となる場合は、他市区町村ナンバーから塩尻市ナンバーへの変更手続きをしてください。	④ 税務課 市民税係	
	固定資産税	塩尻市に土地・建物をお持ちの方で、納税通知書の送付先について相談がある場合は、窓口までお問い合わせください。	⑤ 税務課 資産税係	
	長野県民交通災害共済	年度途中で加入を希望される方は、加入手続きをしてください。(会費1人400円) ※中学生以下のお子さんは公費で負担しますので、加入手続きは必要ありません。	⑦ 地域づくり課	
	ごみの出し方★	ごみの分け方、出し方についてご案内いたします。	⑧ 生活環境課	
	紙おむつを排出する世帯の方★	紙おむつを常時使用している方が、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合「もえるごみ指定袋」を支給しますので申請してください。 (1) 要介護または要支援を受けた方 (2) 障害者手帳の交付を受けた方 (3) 2歳未満のお子さん ただし、いずれも過去に申請し受領のある場合は、期間を重複しての申請はできません。		
	犬の登録変更	前住所地の市区町村で交付された鑑札をご持参のうえ、届出をしてください。以前の鑑札と交換で塩尻市の鑑札をお渡しします。以前の鑑札を紛失されている場合は再交付手数料(1頭につき1,600円)がかかります。		
	し尿くみ取り	し尿をくみ取り処理される場合はご案内いたします。		
	介護保険 (要介護(要支援)認定を受けている方)	前住所地にて要介護認定を受けていた方は、異動日の14日以内に要介護認定の転入申請をしてください。前住所地で受けていた要介護状態区分を6ヶ月間引き継ぐことができます。 ※下記施設へ住所を変更された方は、引き続き転入前の市区町村等の介護保険が適用になるため、塩尻市での手続きは必要ありません。 ○ 特別養護老人ホーム ・桔梗荘 ・えんれい ・グレイスフル塩尻 ・さじきの里 ○ 介護老人保健施設 ・こもれび ・ロングライフ塩尻 ・まほろばの郷 ・萌生の里 ○ 介護医療院 ・添え木(桔梗ヶ原病院) ・えんらいふ(中村病院) ○ 有料老人ホーム ・せせらぎ ・ウィズ塩尻 ・あい愛塩尻 ・みずほの里 ・グレイスフル塩尻 ・むつみの郷 塩尻 ・ハートフルはうす ○ ケアハウス ・えんれい ・なごみ	保健福祉センター1階	⑥ 介護保険課
	介護保険(総合事業) (前住所地で基本チェックリストにより事業対象者の方)	総合事業(デイサービス・ヘルパー)を利用していた方で、サービス利用の継続を希望される方は、転入後の担当地域包括支援センターにご相談ください。		
	介護保険 (65歳以上の方)	特に手続きの必要はありません。 介護保険被保険者証は、後日郵送いたします。		

チ エ ッ ク	手続きの種類	手続きの内容	手続き場所		
		必要な書類などは各担当へお問い合わせください	案内図をご参照ください。		
		塩尻市役所 電話 0263-52-0280 (代表)	建物	窓口	担 当
	児童手当	前住所の転出予定日の翌日から15日以内に「認定請求書」をご提出ください。公務員の方は、勤務先での手続きとなります。	保健福祉センター1階	③	福祉支援課
	特別児童扶養手当	受給資格をお持ちの方は申請が必要です。			
	福祉医療費給付金	受給者証の交付を受ける方は、加入している健康保険の資格確認書等と通帳またはキャッシュカードをお持ちになり、交付申請書をご提出ください。			
	特別障害者手当・障害児福祉手当	受給資格をお持ちの方は、「住所変更届」をご提出ください。			
	障害者手帳（身体・療育・精神）	手帳とマイナンバーがわかるものをお持ちになり、住所変更の手続きをしてください。（精神障害者手帳をお持ちの方で、県外から転入された方は写真が必要です。）			
	自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）	「自立支援医療受給者証」と健康保険証情報がわかるもの、マイナンバーがわかるもの、印鑑をお持ちになり、住所変更の手続きをしてください。		④	
	各種成人検診（健診）のご案内	受診希望の方は、窓口、インターネット（ながの電子申請）または電話でお申込みください。なお、すでに終了している検診（健診）もございますが、ご了承ください。	保健福祉センター2階	⑦	健康づくり課
	予防接種（子ども）・乳幼児健診等のご案内	市が実施している予防接種・乳幼児健診等についてご案内します。母子健康手帳をお持ちください。 【予防接種について】 ●乳幼児～高校1年生 0歳～12歳：各種定期予防接種 中学1年～高1相当の女子：子宮頸がん予防（HPV）			
	予防接種（高齢者）のご案内	市が実施している定期予防接種についてご案内します。（未接種の方は予防票を発行します） ●高齢者（65歳以上） 65歳の方：高齢者肺炎球菌 年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方：带状疱疹 65歳以上の方（10月～3月の期間のみ）：インフルエンザ・新型コロナ <手続きに必要なもの> □ご本人確認ができるもの（マイナンバーカード等） □带状疱疹不活化ワクチン1回目の接種が確認できるもの（带状疱疹不活化ワクチンの2回目用予防票を発行する場合のみ）			
	妊娠されている方	妊娠中に利用できる教室、相談等をご案内いたします。未使用の妊婦一般健康診査受診票・産婦健康診査受診票・妊婦歯科健診受診券・育児相談等助成券・新生児聴覚検査受検票・1か月児健康診査受診票・RSウイルス予防接種予防票兼接種券をお持ちの方は、塩尻市のものに差しかえますので、母子健康手帳と一緒に持ちください。			
	小・中学校の転入学	転入学に必要な準備等につきましては、就学する予定の学校へ直接お問い合わせください。就学指定校を変更される場合、学校給食費納入の書類が必要な場合は手続きをしてください。	総合文化センター1階	⑨	学校教育課
	児童クラブ	児童クラブの利用を希望される場合は、手続きをしてください。			
	保育園、幼稚園等の利用	新たに保育園、幼稚園等の利用を希望する方、または現在利用している施設を引き続き利用する方は、手続きをしてください。			
	児童扶養手当	ひとり親家庭等で児童扶養手当を申請される方、または前住所地で認定を受けていた方は、手続きをしてください。			
	市営住宅等入居者の変更	市営住宅等に転入された方は手続きをしてください。提出書類については、事前に長野県住宅供給公社塩尻管理センターへお問い合わせください。			
	上下水道の届出★	上下水道を使用する場合は、事前に使用開始の届出をしてください。（不動産業者等で届出を代行する場合がありますので、ご確認ください。）		④	水道お客さまセンター
	図書館利用	本館及び分館で貸出サービスを利用する場合、図書館利用カードの交付手続きが必要です。	市民交流センター えんばーく 1階又は 各分館		図書館

- 市の広報紙等は、区・自治会を通して配布しています。区・自治会の活動にご協力をお願いいたします。



観光課のInstagramでは、
塩尻市の観光・イベント情報など、
旬な情報をいち早く発信しています。
←のQRコードより、ぜひフォローお願いします。



塩尻Komachi

塩尻Komachiは、県内情報誌とコラボレーション
して制作した、塩尻市のオリジナルの
シティプロモーション冊子です。
←のQRコードより、ご覧いただけます。